

令和4年第2回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和4年8月24日 開会

令和4年8月24日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

8月24日（水曜日） 第1号

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議長の選挙	4
議長あいさつ	5
報第2号から議案第10号まで6件上程、説明、採決	5
閉会	11

議 事 日 程

令和4年8月24日（水曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議長の選挙
- 第5 報第2号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第6 報第3号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第7 報第4号 専決処分の報告について（令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 第8 議案第8号 令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第9号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第10号 令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議長の選挙
- 日程第5 報第2号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第6 報第3号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第7 報第4号 専決処分の報告について（令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 日程第8 議案第8号 令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第9号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員 (43人)

1番	後藤一郎君	28番	古田聖人君
2番	浅野裕司君	29番	大橋孝君
3番	鷺見守昭君	30番	早野博文君
4番	豊田富士人君	31番	西脇康世君
5番	林新太郎君	32番	藤井弘之君
6番	國島芳明君	33番	木野隆之君
8番	山下清司君	34番	堀正君
9番	長屋和伸君	35番	岡部栄一君
10番	青山節児君	36番	宇佐美晃三君
11番	武藤鉄弘君	37番	岡崎和夫君
12番	水野光二君	38番	戸部哲哉君
13番	松井聡君	39番	柴山佳也君
14番	小坂喬峰君	40番	高垣昌司君
16番	加藤淳司君	41番	梅村登次君
17番	浅野健司君	42番	佐藤光宏君
19番	林宏優君	43番	加納福明君
21番	湯之下明宏君	44番	金子政則君
22番	葛谷寛徳君	46番	今井俊郎君
23番	藤原勉君	47番	渡邊公夫君
24番	日置敏明君	48番	板谷孝明君
25番	山内登君	49番	高桑孝徹司君
27番	小島英雄君		

欠席議員 (5人)

7番	古川雅典君	20番	森和之君
15番	藤井浩人君	26番	横川真澄君
18番	富田成輝君		

欠員 (1人)

45番

説明のため出席した者

広域連合長	柴橋正直君	事務局長	早川昌克君
副広域連合長	石田仁君	会計管理者兼会計課長	山田康文君
副広域連合長	尾関健治君	総務課長	杉崎喜敬君
副広域連合長	都竹淳也君	資格電算課長	古田尚君
副広域連合長	板津徳次君	給付課長	松下孝治君
副広域連合長	成原茂君		

職務のため出席した事務局職員

書記長	林秀行	書記	鷺見祥意
-----	-----	----	------

開 会

午後1時30分 開 会

○副議長（梅村登次君） 皆さん、こんにちは。本日は大変御苦労さまでございます。

最初に、本議会の議長でありました、岐阜市選出の谷藤錦司議員から5月17日付で議員辞職願が提出され、これを許可しましたので、ただいま議長が欠けております。

よって地方自治法第106条第1項の規定により、議長選出まで私が議長の職務を行います。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

一 諸般の報告 一

○副議長（梅村登次君） 日程に入るに先立って諸般の報告を行います。

去る5月12日付で、大垣市選出の石川まさと議員から、5月17日付で、岐阜市選出の高橋和江議員から、5月23日付で、関市選出の市川隆也議員から、8月2日付で、白川町選出の細江茂樹議員から、議員辞職願が提出され、これを許可しましたので、会議規則第83条第2項の規定により、御報告をいたします。以上で諸般の報告を終わります。

開 議

○副議長（梅村登次君） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりでございます。

第1 議席の指定

○副議長（梅村登次君） 日程第1、議席の指定を議題といたします。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、私において、1番 後藤一郎議員、2番 浅野裕司議員、3番 鷺見守昭議員、4番 豊田富士人議員、5番 林新太郎議員、9番 長屋和伸議員、11番 武藤鉄弘議員、15番 藤井浩人議員、21番 湯之下明宏議員、32番 藤井弘之議員、36番 宇佐美晃三議員、46番 今井俊郎議員、以上のとおり指定いたします。

第2 会議録署名議員の指名

○副議長（梅村登次君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、私において、11番 武藤鉄弘議員、44番 金子政則議員、の両議員を指名いたします。

第3 会期の決定

○副議長（梅村登次君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（梅村登次君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決しました。

第4 議長の選挙

○副議長（梅村登次君） 日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、私において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（梅村登次君） 御異議なしと認めます。よって、私より指名をいたします。
議長には、浅野裕司議員を指名いたします。ただいまの指名に御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（梅村登次君） 御異議なしと認めます。よって、浅野裕司議員が議長に当選されました。ただいま当選されました浅野裕司議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。
議長から御挨拶がございます。2番 浅野裕司議員
〔浅野裕司君登壇〕

○2番（浅野裕司君） ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長に御推挙いただきました岐阜市議会議長の浅野裕司でございます。岐阜県内42市町村で構成されます広域連合議会の議長という大役を仰せ付かり、まことに光栄であります。議員の皆様方の御協力を賜りながら公正かつ円滑な議会運営に努め、広域連合議会の使命を果たせるよう議長の職務にあたってまいります。どうか皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、議長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
(拍手)

○副議長（梅村登次君） これで私は議長の職を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。
それでは浅野議長、議長席にお着き願います。
〔副議長退席、議長着席〕

第5 報第2号から第10 議案第10号まで

○議長（浅野裕司君） それでは日程第5、報第2号から日程第10、議案第10号まで、以上6件を一括して議題とします。
これら6件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、柴橋正直君。
〔柴橋正直君登壇〕

○広域連合長（柴橋正直君） 令和4年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃は、議員の皆様並びに関係市町村の皆様方には、後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

提案説明に先立ち、諸般の事項について申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症についてであります。

全国の感染状況は、新たな変異株である、オミクロン株のB.A. 5の系統によって、7月から

急速に感染が再拡大して、「第7波」に突入し、現在も感染拡大が続いております。

岐阜県においては、去る8月5日に「BA.5対策強化宣言」が発出されましたが、その後も、新規感染者数が過去最多を更新するなど、これまでにない高い水準で推移しております。

このような中、医療現場の最前線で奮闘されている医療従事者の皆様に、心から感謝申し上げますとともに、感染された方の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、特に重症化のリスクの高い高齢者の皆様方には、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底や、希望される方にはワクチンの4回目接種にご協力いただきますようお願いいたします。

次に、我が国の人口についてであります。

本年6月に厚生労働省が公表しました令和3年の人口動態統計の概数では、出生数から死亡数を差し引いた「人口の自然減」は、62万8千人となり、過去最大の減少となりました。

これは、前年と比較して、死亡数が6万7千人増加して戦後最多となるとともに、出生数が2万9千人減少して6年連続で過去最少を更新したことによるものです。少子高齢化が急速に進行し、人口減少のスピードが更に加速している状況となっております。

次に、高齢化の状況についてであります。

本年7月に厚生労働省が公表しました、令和3年簡易生命表による日本人の平均寿命は、男性が81.47歳、女性は87.57歳で、前年を男性は0.09歳、女性は0.14歳下回りましたが、過去2番目に高い水準でありました。

平均寿命が前年を下回るのは、平成23年の東日本大震災以来、10年振りであり、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた高齢者等が増えたことが要因の一つとみられております。

また、本年6月に内閣府が公表しました「令和4年版高齢社会白書」によると、令和3年10月1日現在、我が国の65歳以上の人口は3,621万人で、総人口に占める割合・高齢化率は28.9%となっております。

後期高齢者である75歳以上人口は1,867万人で、総人口に占める割合は14.9%であり、65歳から74歳人口を上回っております。

そうした中、本広域連合の被保険者数は、本年7月末現在、31万9千人となり、制度発足時の平成20年度の23万3千人と比べ、37%増加しております。

今後、いわゆる「団塊の世代」のすべての方が後期高齢者となる2025年度には、35万人に達すると見込まれており、いわゆる「2025年問題」に備えて、広域連合の業務の見直しを進めているところであります。

続きまして、医療費の動向についてであります。

本年7月に、公益社団法人国民健康保険中央会が公表した、令和3年度の全国の後期高齢者の医療費は、前年度に比べ2.7%増加して、16兆9,437億円となり、新型コロナウイルス感染拡大前の前々年度と比べても、0.2%増加しております。

一方、一人当たりの医療費は、前年度に比べ2.1%増加の93万1,606円となりましたが、前々年度と比べると1.4%減少しております。

これは、被保険者の増加に伴い、医療費の総額は増加したものの、コロナ禍における高齢者の受診行動の変容が影響しているといわれております。

以上のように、今後も、人口減少による社会保障の担い手の減少や、高齢化による医療費の増大が見込まれる中、国は、給付と負担の公平性の観点からこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代が広く支え合う全世代型社会保障の構築に向けて、昨年6月に「全世代対応型の社会

保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」を成立いたしました。

これにより、後期高齢者医療制度では、本年10月から、一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が、1割から2割に変更となります。

本広域連合においては、被保険者全体の18%にあたる5万8千人が2割となる見込みであり、その方々の急激な負担増を抑制するため、1か月の外来受診の負担増加額を3千円以内に収める配慮措置を3年間講じてまいります。

さらに、国は、医療費適正化の一環として、元気で自立した日常生活を送れる健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防の取組を進めるため、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を令和2年4月から開始いたしました。

その内容は、国保データベースシステムの、健診、医療、介護のデータを活用して、高齢者の健康課題を分析するとともに、支援が必要な人を抽出して個別に保健指導を行うほか、通いの場等において、フレイル予防のための健康相談や健康教育を行うものです。

現在、国においては、統計データ等を積極的に利用した証拠に基づく政策立案、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングの略称である「EBPM」を推進しておりますが、本事業は、国保データベースシステムの活用により、エビデンスに基づいた効率的かつ効果的な保健事業が期待されております。

本広域連合では、今年度は23の市町村が取り組んでおり、令和6年度には、全ての市町村が取り組むことを目指しております。

加えて、本年6月7日に閣議決定されました、「経済財政運営と改革の基本方針2022」、いわゆる骨太の方針2022では、社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進において、全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供の取組が明記されております。

本広域連合におきましても、オーラルフレイル対策のため、市町村等の協力を得ながら、エビデンスの集積、精緻化に資する、口腔健診結果のデジタル化に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、被保険者の皆様が、安心して医療を受けることができますよう、国の動向を注視しながら、市町村及び関係機関等と協力・連携して、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今期定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、報告事項についてであります。

まず、報第2号は、去る3月18日に専決処分いたしました岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について御報告し、承認を求めるものであります。

改正内容といたしましては、人事院規則の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知や意向確認に関する規定及び研修の実施や相談体制の整備等に関する規定を追加したものであります。

次に、報第3号は、去る3月28日に専決処分いたしました岐阜県後期高齢者医療広域連合後

期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について御報告し、承認を求めるものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免の対象期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで延長するため、所要の改正を行ったものであります。

次に、報第4号は、去る7月1日に専決処分いたしました令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御報告し、承認を求めるものであります。

厚生労働省からの要請に基づいて、医療費の窓口負担割合の見直しに係る周知広報リーフレットの印刷及び封入、並びに医療機関等への周知広報に係る経費として、歳入歳出それぞれ436万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,763億1,334万5千円としたものであります。

財源につきましては、財政支援として交付されます特別調整交付金をもって措置した次第であります。

続きまして、議案第8号 令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の特別会計補正予算は、令和3年度分の療養給付費等の精算を行うもので、歳入歳出それぞれ56億8,207万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,819億9,541万7千円とするものであります。

それでは、歳入補正予算の概要を御説明申し上げます。

市町村支出金におきましては、療養給付費負担金の過年度精算分として3,444万8千円を計上いたしました。

国庫支出金におきましては、高額医療費負担金の過年度精算分として2,636万2千円を計上いたしました。

県支出金におきましては、高額医療費負担金の過年度精算分として2,636万2千円を計上いたしました。

また、精算に必要な財源として、令和3年度からの繰越金55億9,490万円を計上いたしました。

続きまして、歳出補正予算の概要を御説明申し上げます。

令和3年度分の療養給付費等の精算に伴う償還金として、市町村に対し11億3,569万9千円、国に対し29億227万1千円、県に対し2億2,498万3千円、支払基金に対し14億1,911万9千円、合計56億8,207万2千円を計上いたしました。

次に、議案第9号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

改正内容といたしましては、人事院規則の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等に関し、所要の措置を講ずるとともに、パートタイム会計年度任用職員について、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和し、子が1歳以降の育児休業の柔軟な取得を可能とするため、規定を整備するものであります。

最後に、議案第10号 令和3年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

初めに、令和3年度の一般会計決算につきまして、御説明申し上げます。

歳入合計は2億5,804万1,949円、歳出合計は2億3,885万5,778円、歳入歳出差引残額は1,918万6,171円となりました。

歳入の主なものといたしましては、市町村負担金が2億2,004万3,980円、前年度決算剰余金による繰越金が3,607万3,223円となりました。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、市町村派遣職員の人件費負担金1億9,797万7,086円を支出いたしました。

次に、令和3年度の後期高齢者医療特別会計決算につきまして、御説明申し上げます。

歳入合計は2,726億5,391万8,076円、歳出合計は2,603億3,708万2,207円、歳入歳出差引残額は123億1,683万5,869円となりました。

歳入の主なものといたしましては、市町村支出金として、各市町村から納付される保険料負担金、療養給付費の定率負担金や保健事業費の負担金などで477億5,230万3,694円を収入いたしました。

国や県からの支出金として、療養給付費や高額医療費の定率負担金などで、国から848億3,774万6,650円、県から211億6,157万1,413円を収入いたしました。

支払基金交付金といたしましては、現役世代からの支援金1,023億8,473万7,000円を収入いたしました。

また、前年度決算剰余金による繰越金として、160億3,139万6,611円を収入いたしました。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、レセプトの管理や点検業務、電算処理業務に係る経費など6億1,534万303円を支出いたしました。

保険給付費におきましては、療養給付費を2,344億5,064万8,786円、療養費を20億8,783万6,925円、高額療養費を100億9,419万5,929円、高額介護合算療養費を2億8,680万668円、葬祭費を9億3,740万円、傷病手当金を84万8,063円支出いたしました。

審査支払手数料、葬祭費及び傷病手当金を除く医療給付費は、2,469億1,948万2,308円となり、前年度と比べ約3.5%、約83億円の増加となりました。これは、1人当たりの医療給付費が3.3%、被保険者数が1.5%増加したことによるものであります。

保健事業費におきましては、健康診査費として、ぎふ・すこやか健康診査業務委託料を7億1,365万2,811円、ぎふ・さわやか口腔健康診査業務委託料を1億2,069万5,107円それぞれ支出いたしました。

受診率につきましては、ぎふ・すこやか健康診査は、令和2年度の22.5%から22.7%と上昇いたしました。また、ぎふ・さわやか口腔健康診査は、令和2年度の5.3%から5.8%となり、こちらも前年度より上昇いたしました。

その他保健事業として、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る委託料1億3,722万1,382円を支出いたしました。

諸支出金におきましては、令和2年度分の療養給付費負担金及び保健事業費負担金等の精算に伴い、国や県、市町村、支払基金への償還金100億7,167万6,526円を支出いたしました。

なお、決算成果説明書並びに監査委員の審査意見書を添付してありますので、御参照いただき

たいと存じます。

以上、今期定例会に提案いたしました諸議案について、御説明を申し上げます。
よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅野裕司君） これら6件に対する質疑及び討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、報第2号を採決します。

お諮りします。本件については、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認するに決しました。

次に、報第3号を採決します。

お諮りします。本件については、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認するに決しました。

次に、報第4号を採決します。

お諮りします。本件については、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認するに決しました。

次に、議案第8号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第9号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第10号を採決します。

お諮りします。本件については、これを認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、認定すべきものと決しました。

閉 議 閉 会

○議長（浅野裕司君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。よって、本日の会議はこれを閉じ、令和4年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後1時59分 閉 会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

浅野裕司

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

武藤鉄弘

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

金子政則